

洲本市CATV施設整備に伴うIRUサービス提供に係る提案について

予てより検討してきました本市CATV施設更新事業については、別紙のとおり施設自設によるFTTH方式（民間事業者参入によるIRU契約）により整備するべく準備を進めております。

この整備により、市が構築する施設を条件の良い民間事業者に開放（賃貸）し、ケーブルテレビサービス（放送、インターネット及び電話等）（通信のみも可）を展開していきたく検討しています。

つきましては、別紙「洲本市CATV整備に係るIRUサービス提案書」によりサービス希望者は、賃貸条件等を書面にてご提案をいただきたくご依頼申し上げます。

記

1. 洲本市CATV施設整備方法 別紙1
2. 洲本市CATV構築イメージ図 別紙2
3. 洲本市CATV整備スケジュール 別紙3
施設整備完了予定（五色地区）……平成21年3月末予定
（その後できるだけ早く、IRUサービスを開始していただきます。）
4. 整備後のIRUサービスの加入PR及び申し込み受付等
市は勧誘活動等を一切しない。（参入の事業者が自ら行う。）
5. 提案資格
提案するには、次の全ての要件を満たす団体である必要があります。
 - (1) 洲本市内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体であること。（以下「法人等」という。）
 - (2) 現在、電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）第9条又は第16条の電気通信事業者であるもの又は成りうる法人等。又は、有線テレビジョン放送法（昭和47年7月1日法律第114号）第3条による設置許可を取得可能な法人等であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正又は再生手続をしていない法人等であること。
 - (6) 法人税、市税、消費税等を滞納していない法人等であること。
 - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。
 - (8) 当該施設を効率的・効果的に管理運営する能力と実績を有する法人等であること。
 - (9) 当該施設の利用者及び地域の特性を充分考慮した地域情報、行政情報及び営農情報などの番組の企画制作及び配信ができる能力と実績を有する法人等であること。
 - (10) その他市長が必要と認める要件を有する法人等であること。

6. 提出物・及び提出期限

- ・ 洲本市CATV整備に係る I R Uサービス提案書・・・1部

(社印押印の上、厳封にて提出のこと)

- ・ 会社概要・・・9部

- ・ 提出期限・・・平成19年2月22日（木）

7. ご質問及び問合せ先… 平成19年2月15日正午までに下記メールアドレスまでメールにてご質問ください。平成19年2月16日17時までに質問内容と回答を、全社にお知らせいたします。

8. 提出先・・・洲本市情報政策部情報政策課 情報化推進係

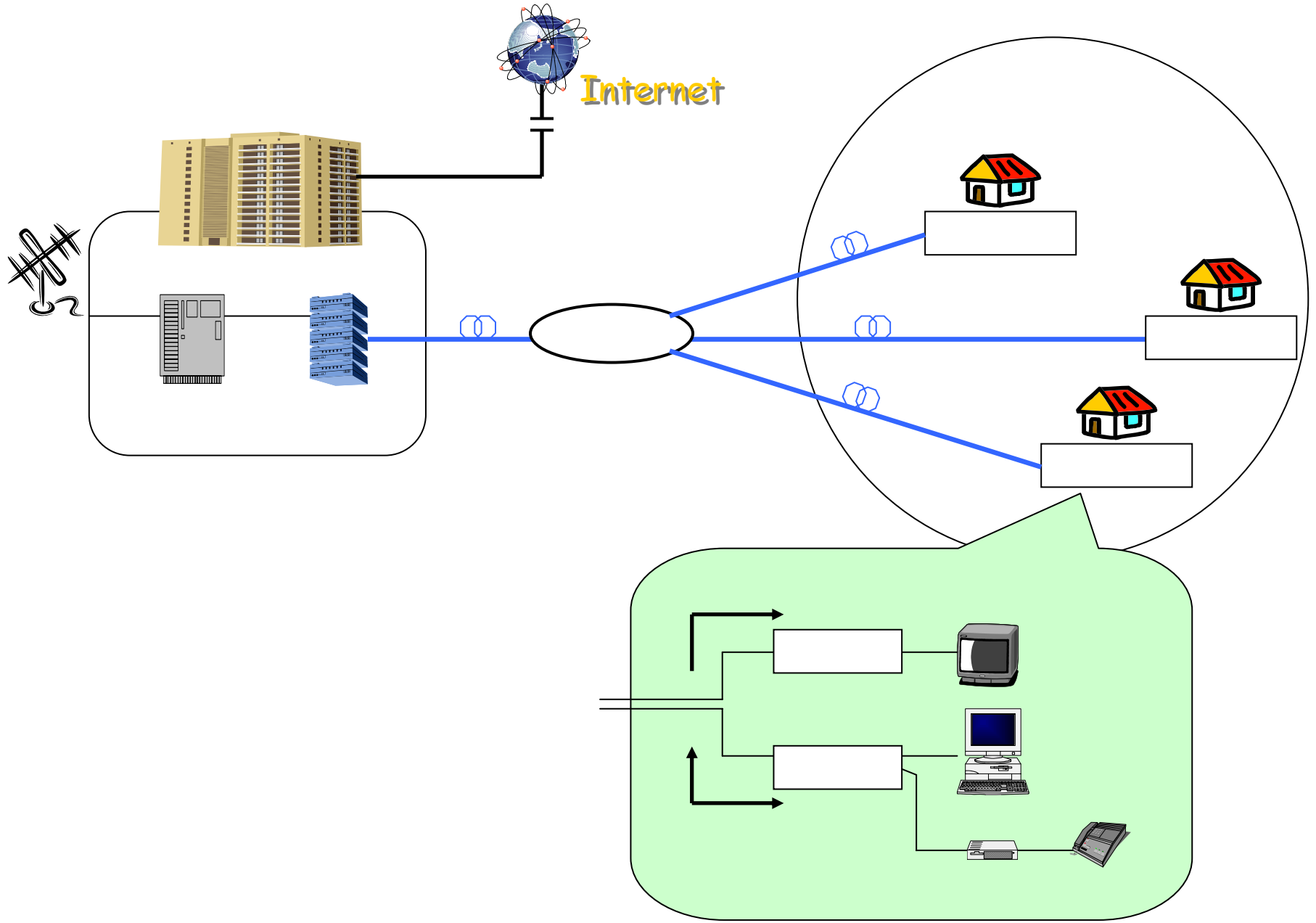
電話0799-22-3321(代) FAX0799-23-9540

Eメール: jouhou@city.sumoto.hyogo.jp

洲本市ケーブルテレビ施設整備計画の概要（F T T H）

別紙 1

| 計画の事項 | C A T V 施 設 整 備 の 内 容 | |
|----------------|-----------------------|---|
| 通信系サービス（オプション） | ・ 多重情報伝送設備 | VOIP/A 端末機 |
| | ・ 地上デジタル放送 | 地上波 8波 パスル方式/周波数変換パスル方式 センター設備 |
| | ・ CS デジタル放送 | CS 13波 トラモジ方式 センター設備 |
| | ・ BS デジタル放送 | BS 8波 |
| | ・ デジタル放送受信機 | STB端末機 |
| 設 計 条 件 | ・ 対象世帯数 | 16,600戸（洲本地区 12,600・五色地区 4,000） |
| | ・ 自主放送設備 | 文字放送システム・OFDM変調器・自主放送機器のHD化 |
| | ・ 受信点設備 | アナログ既設利用 地上デジタル放送受信器 1式 BS・CSデジタル放送受信機 1式 |
| | ・ 送出設備 | 放送系光送信設備 1式 通信系（GE-PON）光送信設備 1式 |
| | ・ 伝送路形態及び容量 | 洲本地区・五色地区共に新規として、F T T H方式の全面改修工事とする。 <主な機器等> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 光ケーブル（4～1000心） ・ ドロップケーブル（2C） <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送系端末機（V-ONU） ・ 通信系端末機（D-ONU） </div> |



洲本市ケーブルテレビ施設改修スケジュール

